

静 岡 労 働 局 発 表 令和3年7月29日

【担当】

静岡労働局 雇用環境・均等室 室 長 石山 玲子 室長補佐 坂田 和枝 (電話) 054-252-5310

報道関係者 各位

〇令和2年度 個別労働紛争解決制度の施行状況について

個別労働相談は「いじめ・嫌がらせ」が9年連続最多、

「解雇」「退職勧奨」等に関する民事上の個別労働紛争が前年より増加

静岡労働局(局長 石丸 哲治)は、令和2年度の静岡労働局における「個別労働紛争解決制度の施行状況」について、以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づく個別労働紛争解決制度は、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルを未然に防止し、早期解決を図るための制度で、「総合労働相談」、労働局長による「助言・指導」、紛争調整委員会による「あっせん」の3つの方法があります。静岡労働局は、今後も個別労働紛争解決制度の周知に努め、同制度の簡易性・迅速性といった特色を活かしながら、各総合労働相談コーナーにおいて総合労働相談、助言・指導、あっせんの適切な運用を図っていきます。

【ポイント】

「個別労働紛争解決制度の施行状況」について(資料1)

- ・ 令和 2 年度は、前年度より**総合労働相談**が **6 件減少(-0.02%)**し **35,522 件**となり、 そのうち、**民事上の個別労働紛争相談件数**も前年度より **403 件減少(-5.9%)**し **6,431 件** だった。
- ・ 民事上の個別労働紛争相談(内容延べ合計件数 8,047 件)では「いじめ・嫌がらせ」が 1,796 件(22.3%)と最も多く全体の 2 割以上を占め 9 年連続で最多、前年度より 175 件 減少(-8.9%)したが、高止まりの傾向となっている (*)。
- ・ 助言・指導申出件数は、前年度より 56 件減少(-11.6%)し 426 件。
- ・ あっせん申請件数は、前年度より 66 件減少(-34.2%)し 127 件。
- 助言・指導申出、あっせん申請ともに、「いじめ・嫌がらせ」が最も多かった。
- (*) 令和2年6月、労働施策総合推進法が施行され、大企業の職場におけるパワーハラスメントに関する 個別労働相談は同法に基づき対応することとなったため、同法施行以降の大企業の当該紛争に関する ものは「いじめ・嫌がらせ」に計上していない。なお、同法違反の疑いのある相談は「労働基準法等 の違反の疑いのあるもの」として計上している。